平成２８年（フ）第１５４号
長崎県長崎市大手３丁目10番５号　サンフェリカ205
債務者　赤波江　円
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
長崎県長崎市虹が丘町22番８号
債務者　神辺　美子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
北海道浦河郡浦河町東町かしわ１丁目１番32号
債務者　塚田かおる
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第２１９号
宮城県名取市大曲字八幡51番地の３、従前の住所愛知県安城市昭和町13番５号　レオネクストアニバーサリー102
債務者　我孫子裕奈
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３５５号
福島県郡山市日和田町字向山22―７　レオパレス小鳥山108、住民票上の住所仙台市泉区松森字後沢10番地　パインウッズ102
債務者　田村　良和
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３５６号
仙台市泉区松森字後沢10番地　パインウッズ102
債務者　田村　美樹
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３７４号
仙台市泉区北中山４丁目41―25　オールージュ202、住民票上の住所仙台市泉区南中山２丁目16番地の８
債務者　佐々木知聡
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
茨城県笠間市泉2550番地４
債務者　海老沢トミ
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２１１号
茨城県水戸市大塚町1763番地の９　かたくりの家１号館210号、前住所茨城県笠間市住吉1564番地211
債務者　高村サダ子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３号
栃木県真岡市田町1779番地２
債務者　大貫　房子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（フ）第５６号
群馬県桐生市菱町３丁目1273番地の10
債務者　阿倍　浩二
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第７４号
千葉県木更津市請西東７丁目20番地９　Ｄ棟
債務者　米山　香里
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第７６号
千葉県袖ケ浦市飯富2754番地　飯富団地１―９号
債務者　相川　志郎
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第７７号
千葉県袖ケ浦市飯富2754番地　飯富団地１―９号
債務者　相川　順子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２８号
岐阜県高山市千島町345番地２
債務者　伊藤あかね
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
滋賀県東近江市蒲生堂町340番地142、旧住所滋賀県彦根市高宮町2384番地・滋賀県彦根市高宮町1356番地５メゾンあおきⅡ306号
債務者　大野木晴美
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大津地方裁判所彦根支部